

岐阜県公報

目次

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	二
岐阜県個人情報保護条例の一部を改正する条例	(法務・情報公開課)	三
岐阜県条例の一部を改正する条例	(税務課)	三
岐阜県手数料徴収条例の一部を改正する条例	(市町村課)	三
岐阜県統計調査条例	(統計課)	四
岐阜県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	(環境生活政策課)	六
岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例	(街路公園課)	六

本号で公布された条例のあらまし

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(条例第四九号)

一 教育職員の給与に係る義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直しにかんがみ次のように所要の規定の整備を行うこととした。

1 非常災害時等の緊急業務、修学旅行等引率業務、対外運動競技等引率指導業務及び部活動指導業務に係る教育職員手当の支給限度額を引き上げる。(第二〇条関係)

2 義務教育等教員特別手当の支給限度額を引き下げる。(第二二条の六関係)

二 その他所要の規定の整理を行うこととした。

三 施行期日等

1 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、一に係る改正規定は、平成二十二年一月一日から施行することとした。

2 この条例(一)に係る改正規定に限る。(一)による改正後の規定は、平成二十二年一月一日から適用することとした。

岐阜県個人情報保護条例の一部を改正する条例(条例第五〇号)

一 「統計法」の全部改正等に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。(第二九条の三関係)

二 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

岐阜県条例の一部を改正する条例(条例第五一号)

一 「地方税法」の一部改正に伴い、個人の県民税に係る寄附金控除の適用対象を定めるため、所要の規定の整備を行うこととした。(第二二条関係)

二 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

号外(一) 平成二十二年十二月二十四日

岐阜県公報 号外 毎週(火曜日)発行(休日に当たる)ときは翌日

平成二十二年十二月二十四日

条 例

岐阜県手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第五二号)

一 「政治資金規正法」の一部改正に伴い、政治団体の収支報告書等の写しの交付に要する費用として報告書等写し交付手数料を新たに徴収することとした。(別表第一関係)

二 この条例は、平成二十一年一月一日から施行することとした。

岐阜県統計調査条例について(条例第五三号)

一 岐阜県統計調査条例を全部改正することとした。

二 この条例は、県統計調査の公正な実施及び結果の利用の促進を図ることを目的とするものとした。(第一条関係)

三 県統計調査に関し、所要の事項を定めることとした。(第一条関係)

四 県指定統計調査に関し、報告義務、統計調査員、立入検査、かたり調査の禁止等について規定することとした。(第三条、第七条関係)

五 調査票情報の利用及び提供について規定することとした。(第九条及び第一〇条関係)

六 調査票情報の適正な管理及び調査票情報の提供を受けた者の守秘義務について規定することとした。(第一条及び第二条関係)

七 罰則について規定することとした。(第十四条、第十七条関係)

八 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(条例第五四号)

一 「特定非営利活動促進法」の一部改正に伴い、特定非営利活動法人の社員総会において電磁的方法により表決をすることができるよう所要の規定の整備を行うこととした。(第二条の二関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例(条例第五五号)

一 養老公園のスカイサイクルを廃止することとした。(別表第一及び別表第三関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十九号

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

例

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十一年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第四号中「六千四百円」を「一万二千八百円」に改め、同項第五号及び第六号中「千七百円」を「三千四百円」に改め、同項第七号中「千二百円」を「千四百円」に改める。

第二十二條の六第二項中「二万二百円」を「一万五千九百円」に改める。

第四十二條第一項第三号中「公庫の予算及び決算に関する法律第一条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十二條の六第二項の改正規定は、平成二十一年一月一日から施行する。

2 改正後の岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第二十条第二項第四号から第七号までの規定は、平成二十年十一月一日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

岐阜県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十号

岐阜県個人情報保護条例の一部を改正する条例

岐阜県個人情報保護条例（平成十年岐阜県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の三各号を次のように改める。

- 一 統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第六項に規定する基幹統計調査及び同条第七項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第十一項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第五十二条第一項に規定する個人情報
- 二 統計法第二十四条第一項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十一号

岐阜県条例の一部を改正する条例

岐阜県条例（昭和二十五年岐阜県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条及び第二十三条を次のように改める。

（寄附金税額控除の対象）

第二十二条 法第三十七条の二第一項第三号に規定する条例で定める寄附金は、次に掲

げる寄附金とする。

- 一 所得税法第七十八条第二項第二号に掲げる寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するもの
- 二 所得税法第七十八条第二項第三号に掲げる寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人に対するもの
- 三 所得税法第七十八条第三項の規定により特定寄附金とみなされる寄附金のうち、知事又は教育委員会の許可を受けた特定公益信託に対するもの
- 四 租税特別措置法第四十一条の三の規定により特定寄附金とみなされる寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人に対するもの
- 五 前各号に掲げる寄附金のほか、所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項及び租税特別措置法第四十一条の三の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、本県における教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして規則で定めるところにより知事が指定したもの

第二十三条 削除

附 則

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 平成二十一年度から平成二十六年までの各年度分の個人の県民税についての改正後の岐阜県条例第二十二条の規定の適用については、同条第四号及び第五号中「第四十一条の十八の三」とあるのは、「第四十一条の三並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則第五十五条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十八の二第一項」とする。

岐阜県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十二号

岐阜県手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県手数料徴収条例（平成十二年岐阜県条例第三号）の一部を次のように改正する。
別表第一十三の項の次に次のように加える。

十三の二 政治資金 金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	法第二十條の二第二項に規定する報告書等の写しの交付	報告書等写し交付手数料	一枚につき	一〇	両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。
---	---------------------------	-------------	-------	----	--------------------------------

附 則

この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。

岐阜県統計調査条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十三号

岐阜県統計調査条例

岐阜県統計調査条例（昭和二十八年岐阜県条例第四十八号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この条例は、統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令に定めるもののほか、県統計調査に関し必要な事項を定めることにより、県統計調査の公正な実施及び結果の利用の促進を図ることを目的とする。

（定義等）

第二条 この条例において「県統計調査」とは、県が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 県がその内部において行うもの

二 国の行政機関（法第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）その他

の者からの委託を受けて行うもの

三 統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）第一条第五号に規定する事務に関するして行うもの

2 県統計調査は、これを告示する。

（県指定統計調査の指定）

第三条 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、県統計調査のうち特に調査の精度を確保することが必要と認めるものを県指定統計調査として指定することができる。

2 知事等は、前項の規定による指定（以下この項において「指定」という。）をしたときは、その旨を告示しなければならない。指定を解除したときも同様とする。

3 県指定統計調査の目的、範囲、事項、方法、次条に規定する報告義務に関する事項その他必要な事項は、知事等が定める。

（報告義務）

第四条 知事等は、県指定統計調査を行う場合には、統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 第一項の規定により報告を求められた者が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

（統計調査員）

第五条 知事等は、その行う県指定統計調査の実施のため必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

（立入検査等）

第六条 知事等は、その行う県指定統計調査の正確な報告を求めるときは、統計調査員を求め、当該県指定統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

い。

(県指定統計調査と誤認させる調査の禁止)

第七条 何人も、県指定統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得してはならない。

(結果の公表)

第八条 知事等は、県統計調査の結果を作成したときは、速やかに、当該県統計調査の結果を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

(調査票情報の二次利用)

第九条 知事等は、次に掲げる場合には、県統計調査に係る調査票情報(法第二条第十一項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。)を利用することができる。

- 一 統計の作成又は統計的研究(以下「統計の作成等」という。)を行う場合
- 二 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

(調査票情報の提供)

第十条 知事等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った県統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

- 一 国の行政機関、他の地方公共団体その他これらに準ずる者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成
- 二 学術研究の発展に資する統計の作成等その他の公益性を有する統計の作成等を行う者 当該公益性を有する統計の作成等

2 前項の規定にかかわらず、知事等は、個人又は法人その他の団体を識別することができる調査票情報を同項第二号に掲げる者に提供してはならない。

(調査票情報の提供を受けた者による適正な管理)

第十一条 前条の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、前条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法

人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 第十条の規定により調査票情報の提供を受けた者であつて、当該調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務

二 第十条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

2 第十条の規定により調査票情報の提供を受けた者又は同条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事等が定める。

(罰則)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第七条の規定に違反して、県指定統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者

二 第十二条第一項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

2 前項第一号の罪の未遂は、罰する。

第十五条 第十二条第一項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条に規定する県指定統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者
- 二 県指定統計調査に関する業務に従事する者で県指定統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定に違反して、県指定統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした

者

二 第六条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

附則

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第五十四号

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例(平成十年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

(電磁的方法)

第二条の二 法第十四条の七第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて条例で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくこ

とができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第五十五号

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例

岐阜県都市公園条例(昭和三十七年岐阜県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一二の表養老公園の項中、「スカイサイクル」を削る。

別表第三二の表養老公園の部中スカイサイクルの項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

平成二十年十二月二十四日印刷
平成二十年十二月二十四日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)